

# 葛飾区における生活保護受給者等就労自立促進事業提案

平成25年4月30日

葛 飾 区

## 1 提案内容

「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」の設置による一体的就労支援業務の実施

## 2 提案概要

葛飾区、東京労働局及び墨田公共職業安定所（以下「ハローワーク墨田」という。）が協定を締結した上で、葛飾区役所4階にハローワーク墨田の職業紹介機能を有する「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」を設置し、4（3）に掲げる者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、葛飾区とハローワーク墨田が連携し、一体的な就労支援を実施する。

## 3 提案理由

葛飾区では、生活保護受給者には就労支援専門員、住宅支援給付の支給対象者には住宅確保・就労支援員、児童扶養手当受給者には母子自立支援プログラム策定員を配置し、ハローワーク墨田と連携して就労支援を行っている。また生活保護受給者のうち、就労意欲や就労に関する能力に課題を有し、専門的・個別的な支援を必要とする者には、委託事業（就労意欲喚起等事業）による就労支援を実施している。

こうした取組により一定の成果を上げているが、葛飾区における生活保護受給者は、平成21年度に1万人を超え、平成25年3月には、9,658世帯12,965人と増加の一途をたどっている。そのうち稼働能力を有すると考えられる「その他の世帯」は、5年前（平成20年3月）の602世帯から平成25年3月の1,633世帯と約3倍に増加しており、さらなる就労支援の充実が求められている。

生活保護受給者等の効果的かつ効率的な就労支援には、早期支援の徹底と支援対象者の漏れのない捕捉が必要である。

区庁舎4階に「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」を設置しハローワーク職員を配置するとともに求人情報端末を設置することにより、早期就労支援と対象者の捕捉を確かなものとする。葛飾区とハローワーク墨田が一体となった運営体制を構築し、生活保護受給者等の就労支援を一層図っていくものである。

## 4 具体的実施内容

### （1）実施方法

葛飾区とハローワーク墨田による運営協議会を設置するとともに、業務内容、実施体制、連携方法等一体的な業務運営事項を定めた協定を締結し、当該協定に基づき実施する。

(2) 実施場所

葛飾区役所 4階

(3) 対象者

- ア 生活保護受給者及び生活保護の相談・申請段階にある者
- イ 住宅支援給付の支給対象者及び住宅支援給付の相談・申請段階にある者
- ウ 児童扶養手当の受給者及び児童扶養手当の相談・申請段階にある者
- エ 高齢者、障害者及び若年者等の生活困窮者で就労支援を必要とする者

(4) 主な業務内容

- ア 生活保護受給者等の「ハローワーク就職支援コーナー（仮称）」への誘導（葛飾区）
- イ 生活保護受給者等就労支援業務  
生活保護受給者等に対する自立に向けた就労支援（ハローワーク墨田）
- ウ 職業相談・職業紹介業務  
就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援を中心とした、きめ細かな職業相談業務等の実施及び職業紹介（ハローワーク墨田）

(5) 実施に係る必要経費

ア 人員

就職支援ナビゲーター 2名

イ システム

(ア) ハローワーク求人情報端末 2台（専用プリンター付属）

(イ) ハローワーク職業紹介端末 2台（専用プリンター付属）

※ なお、端末設置及び通信回線工事等初期設置に係る経費、また、運用後の保守点検等必要なメンテナンスについては、東京労働局の負担により実施すること。

ウ 備品等

(ア) コピー機及びファクシミリの設置（複合機可）

(イ) パンフレットスタンドの設置

(ウ) 求人情報端末設置用テーブル及び椅子の設置

(エ) 個別相談用テーブル及び椅子の設置

(オ) プライバシー保護用パーテーション又は仕切りの設置

(カ) その他業務に必要な備品及び消耗品等

※ 当該コーナーの運営に必要な備品及び消耗品に係る費用については東京労働局の負担とする。

また、当該コーナーの管理に要する費用（施設費、電気料金等の光熱費、通信料金、清掃経費等のランニングコスト）に係る経費については、葛飾区の負担とする。

(6) 実施時期

平成25年8月を目途とする。